質 問 回 答 書

2020年9月2日

「パキスタン国「空港保安強化計画」フォローアップ協力(調査)(QCBS)」

(公示日:2020年8月26日/公示番号:20a00424)について、質問と回答は以下の通りです。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------|----------------------------------|-----------------------|
| | 第2章 特記仕様書 | 特記仕様書では「故障中の特定の米国製 | 「特定の米製造業者」へ特記仕様書のうち、関 |
| | 4. 調査実施上の留意事項 | (Leidos 及び Autoclear 製) X 線機材の仕様 | 連部分のみ開示することは問題ありません。 |
| | (1) 業務従事者について | に係る知見が必須である。」とあるが、 | |
| | | 提案書の作成に際し、上述の「特定の米製 | |
| | | 造業者」に特記仕様書案の関連部分を開示し、 | |
| | | 情報提供等を得て良いか。 | |
| | 同上 | 同、「特定の米製造業者」が合意すれば、調 | 本調査の業務従事者の一員として「特定の米製 |
| | | 査業務従事者の一員として同業者を加えるこ | 造業者」を加えることは可能です。 |
| | | とが可能か。 | また、この場合において、本調査を通じ「フォ |
| | | またこの場合、「特定の米製造業者」は調査 | ローアップ協力(資機材修理・更新)」による |
| | | 後の「修理・改良」あるいは「機材新設」へ | 追加支援が決定した場合には、係る追加支援に |
| | | の参画が可能か。 | 対しても「特定の米製造業者」の参画は可能で |
| | | | す。 |
| | 同上 | 同、調査業務従事者の一員として「特定の | ご質問の渡航費を見積書に計上することは可 |
| | | 米製造業者」を加えた場合、現住地からの渡 | 能です。 |
| | | 航費を見積書に計上できるか。 | |
| | 第2章 特記仕様書 | 特記仕様書では「各空港において、供給電 | ご質問の調査項目を現地再委託として見積書 |
| | 5. 調査の内容 | 力を一定の期間をかけて詳細計測し、その安 | に計上することは可能です。 |
| | (3) 機材の故障原因の特定・対 | 定性・急激な電圧や周波数の変動の有無を確 | |
| | 処方針の決定 | 認・分析する。」とあるが、この調査項目を | |

| _ | | | |
|---|------------|---------------------|--|
| | 1) 設置環境の確認 | 現地再委託として見積書に計上できるか。 | |

以上